

○議 事 日 程（第 1 号）

平成27年 5 月 1 日 午前 9 時開議

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで

（追加日程）

追加日程第 1 議席の指定について

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙について

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 不破消防組合議会議員の選挙について

追加日程第 8 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

追加日程第 9 承認第 1 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

追加日程第 10 議案第 41 号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第 11 議案第 42 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

追加日程第 12 常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○出席議員（9名）

1 番 谷 口 輝 男 君

3 番 子 安 健 司 君

5 番 田 中 由 紀 子 君

7 番 澤 居 久 文 君

9 番 川 瀬 方 彦 君

2 番 室 義 光 君

4 番 松 井 正 樹 君

6 番 中 川 武 子 君

8 番 楠 達 男 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	教育長	中川敏之君
監理官兼 会計管理者	吉田和司君	総務課長	藤田栄博君
税務課長	田中常敏君	住民課長	河島玲子君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	澤頭義幸	書記	小林孝正
書記	岡村加奈子		

○**議会事務局長（澤頭義幸君）** 本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。新たに議長が選挙させるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。ただいまの出席議員の中で、中川武子議員が年長でございますので、臨時議長として御紹介を申し上げます。

中川武子議員、議長席に御着席をお願いいたします。

〔臨時議長、議長席に着席〕

○**臨時議長（中川武子君）** ただいま臨時議長として紹介されました中川武子であります。年長議員ということですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会 午前9時07分

開会・開議の宣告

○**臨時議長（中川武子君）** ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第2回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 仮議席の指定について

○**臨時議長（中川武子君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙について

○**臨時議長（中川武子君）** 日程第2、議長の選挙についてを議題とします。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は9名であります。

次に、立会人を指名します。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 谷口輝男君、9番 川瀬方彦君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、立会人に谷口輝男君、川瀬方彦君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

谷口輝男君、川瀬方彦君、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、澤居久文君8票、田中由紀子君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、澤居久文君が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました澤居久文君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長選挙の当選人である旨を告知いたします。

以上をもって臨時議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

澤居久文議長、議長席にお着き願います。

〔新議長、議長席に着席〕

○新議長（澤居久文君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま大多数の議員の皆様の御推挙によりまして、議長という大役を仰せつかりました。その使命の重さを今痛感しておりますのでございます。

しかし、これから4年間の議員活動は前途多難な道のりが続くものと思われま

員は、批判とチェック機関です。今までより、より細かなチェックと、より厳しい批判を求められると思っています。しかし、批判をする場合は、必ず対案を示さなければなりません。これが議員としての責務であると思います。今後の議員活動には、より一層磨きをかけて、先般選挙委員長が申されたように、金はなくても心の豊かなまちを目指し、行政に向き合うようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

最後に、前回議長の時も申し上げたと思いますけれども、俺流でやらせていただきますので、よろしく願いをいたします。どうぞよろしく願いをします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時21分

再開 午前9時22分

○議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。追加議事日程として、追加日程第1、議席の指定についてから、追加日程第11、議案第42号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、議席の指定についてから、追加日程第11、議案第42号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 議席の指定について

○議長（澤居久文君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおりと指定いたします。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（澤居久文君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、1番 谷口輝男君、2番 室義光君を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定

○議長（澤居久文君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決しました。

追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（澤居久文君） 追加日程第4、副議長選挙についてを議題とします。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は9名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番 室義光君、8番 楠達男君を指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、立会人に室義光君、楠達男君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

室義光君、楠達男君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 9 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票中、子安健司 8 票、田中由紀子 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、子安健司君が副議長に当選されました。議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました子安健司君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、副議長の当選人である旨を告知いたします。

3 番議員、どうぞ。

○新副議長（子安健司君） 副議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様からの御推挙をいただきまして、副議長という重責を拝命いたしました。大役でございますが、皆様の御支援をいただき、議長の補佐という職務を全うしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（澤居久文君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 34 分

再開 午前 9 時 55 分

○議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

○議長（澤居久文君） 追加日程第 5、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により指名いたします。

職員に選任案を朗読いたさせます。

○議会書記（小林孝正君） 常任委員会委員の選任について。

次のとおり常任委員会委員を選任する。平成 27 年 5 月 1 日、関ヶ原町議会議長 澤居久文。

委員会名、総務民生常任委員会、委員氏名、田中由紀子、楠達男、川瀬方彦、谷口輝男、澤居久文。

委員会名、産業建設常任委員会、委員氏名、中川武子、松井正樹、子安健司、室義光、澤居久文。

○議長（澤居久文君） お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり常任委員会委員を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり常任委員会委員を選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時56分

再開 午前10時08分

○議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際に報告をいたします。

総務民生常任委員会より委員長に楠達男君、副委員長に田中由紀子君を、それから産業建設常任委員会より委員長に中川武子君、副委員長に松井正樹君がそれぞれ選任されましたので、報告いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま配付いたしましたように、各常任委員長から、会議規則第74条の規定により所管事務の調査事項について、議会閉会中の継続調査の申し出がありましたので、常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第12として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第12として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（澤居久文君） 追加日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第74条の規定により所管事務の調査事項について、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり常任委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時22分

○議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（澤居久文君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により指名いたします。

職員に選任案を朗読いたさせます。

○議会書記（小林孝正君） 議会運営委員会委員の選任について。

次のとおり議会運営委員会委員を選任する。平成27年5月1日、関ヶ原町議会議長 澤居久文。

委員会名、議会運営委員会、委員氏名、中川武子、松井正樹、楠達男、澤居久文、子安健司。

○議長（澤居久文君） お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり議会運営委員会委員を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり議会運営委員会委員を選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際に報告いたします。

議会運営委員会より委員長に松井正樹君、副委員長に中川武子君がそれぞれ選任されましたので、報告いたします。

ただいま配付いたしましたように、議会運営委員会の付託事項を閉会中の継続審査としたいと思います。議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第13として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第13として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決しました。

追加日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（澤居久文君） 追加日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま配付いたしましたとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま配付いたしましたとおり議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決しました。

追加日程第7 不破消防組合議会議員の選挙について

○議長（澤居久文君） 追加日程第7、不破消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

それでは、不破消防組合議会議員に、楠達男君、谷口輝男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました者を不破消防組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました者を不破消防組合議会議員の当選人とすることに決しました。

ただいま不破消防組合議会議員に当選されました楠達男君、谷口輝男君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、不破消防組合議会議員の当選人であることを告知いたします。

追加日程第8 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

○議長（澤居久文君） 追加日程第8、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

南濃衛生施設利用事務組合議会議員に、中川武子君、松井正樹君、室義光君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名しました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに決しました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました中川武子君、松井正樹君、室義光君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人である旨を告知します。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第9 承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 追加日程第9、承認第1号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、承認第1号について御説明を申し上げます。

法人の町民税の申告納付及び不足税額の納付の手續や町民税、固定資産税、軽自動車税の減免の申請期限の変更、並びにふるさと納税の申告特例などの改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例を専決処分により定めたところであり、ここに御報告を申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては税務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 田中税務課長。

○税務課長（田中常敏君） それでは、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について、議案資料の新旧対照表により御説明をさせていただきます。

まず、第1条による改正の施行日につきましては、平成27年4月1日施行となっております。

1から3ページの第24条の均等割の税率につきましては、均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る法律適用の改正に伴う所要の措置により改正するものでございます。

それから4ページ、5ページの第32条の6、法人の町民税の申告納付、それから第32条の8、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續につきましては、法人税法改正に伴う所要の措置に

より条項の整理によるものでございます。

それから、5ページの第33条の町民税の減免につきましては、減免の申請期限について各市町において規定することが明確化されたために、納期限前7日から納期限の変更とするものでございます。

それから5ページ、6ページの第42条の4、第42条の7につきましては、法律の条のずれにより改正するものでございます。

続きまして、6ページの第50条、固定資産税の納税通知書についてでございます。税額の端数の処理についての規定の削除でありまして、これにつきましては地方税法に準じて改正するものでございます。

続きまして、6ページから8ページにおけます第52条の固定資産税の減免、第71条、軽自動車税の減免、第72条の身体障害者等に対する軽自動車税の減免、それから第126条の3、特別土地保有税の減免につきましては、いずれも減免の申請期限について、各市町の実情において規定することが明確化されたために、納期限前7日から納期限への変更をするものでございます。

それから、8ページの附則第6条の3の2の個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長によるものでございまして、消費税率の10%への引き上げ時期が平成27年10月から平成29年4月に変更されたために、所得税における住宅ローン減税制度の適用期限の延長に合わせて、個人住民税における住宅ローン減税制度の適用期限についても延長することとされたことによるものでございます。

続きまして、8ページから10ページの附則第8条、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等につきましては、申告特例についての規定でございます。地方団体に対するふるさと納税等の寄附金を支出する者、こういう方は申告特例対象寄附者と言っておりますけれども、こういった寄附者の方が寄附金全額控除申請を寄附金の寄附先団体に要請することができまして、個人住民税の申告をすることなく、ふるさと納税等の寄附金控除をワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設されたことによるものでございます。

続きまして、10ページの附則第9条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、わがまち特例の制度というものがございまして、この制度を導入・適用して固定資産税等の課税標準の特例について、その割合を定める規定を整備するものでございます。

第6項、第7項、第8項につきましては、それぞれ第9項、第10項、第11項となりまして、新たに第6項につきましては、都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が取得する一定の公共施設等に係る課税標準特例等の措置の延長によるものでございまして、適用期限については平成29年3月31日まで延長されまして、都市再生緊急整備地域等において一定の認定民間都市再生事業により取得した公共施設や、また都市利便施設の用に供する家屋とか償却資産につい

て、固定資産税の課税標準の最初の5年度分を5分の3とする特例措置を適用するものでございます。また、特定都市再生緊急整備地域においては、同じく固定資産税の課税標準の最初の5年度分を2分の1とする特例措置を適用するものでございます。

続きまして第7項ですが、管理協定が締結された津波避難施設における課税標準特例措置の延長によるものであり、適用期限については平成30年3月31日まで延長され、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒危険区域において、市町村との管理協定の対象となる津波避難施設の用に供する家屋のうち、避難用部分について、協定締結または建築取得の翌年度から5年度分の固定資産税を課税標準の特例の2分の1とする特例措置を適用するものでございます。

第8項についても、第7項の同規定、同区域におきまして、市町村との管理協定の対象となる当該避難施設の敷地内において、新たに設置された避難の用に供する一定の償却資産について、協定締結または建築の取得の翌年度から5年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置を適用するものでございます。

第12項につきまして、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅における減額措置の延長によるものであり、適用期限については平成29年3月31日まで延長され、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービスつき高齢者向け住宅である一定の貸し家住宅について、固定資産税の課税標準を最初の5年度間3分の2とする特例措置を適用するものでございます。

この規定等に関しましては、地方税法の改正に準じて規定の整備をしておくものでございます。

続きまして、11ページの附則第10条でございます。土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義ということで、見出しの改正でございます。法律改正に合わせての改正でありまして、平成27年度の土地評価がえによる年度の更新によるものでございます。

11ページの附則第10条の2につきましても、同じく年度の改正によるものでございます。

それから、11ページから13ページにおきます附則第11条、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例等に関しましては、これも法律改正に合わせての改正でありまして、平成27年度の土地についての評価がえに合わせて、税負担の激減を緩和するための負担調整措置を平成26年度に続いて継続適用するものでございます。

14ページの附則第14条につきましても、法律改正に合わせて同様に年度を改正するものでございます。

続きまして、14ページから16ページの附則第15条、軽自動車税の税率の特例についてでございますけれども、これについては法規定の新設に合わせた規定でありまして、平成27年度に新

規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その排ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負担の小さいものについて、その燃費性能に応じたグリーン化特例の導入規定でありまして、平成28年度分の軽自動車税に限り、それぞれ軽減される特例措置を導入するものでございます。

第1項につきましては、軽乗用車及び軽貨物について、電気自動車及び天然ガス自動車について、税率をおおむね75%を軽減する措置であります。

第2項によりましては、軽乗用車については、平成32年度燃費基準に対してプラス20%達成者については、税率を主に50%軽減する措置であり、軽貨物について、平成27年度燃費基準に対してプラス35%達成者のついては、税率をおおむね50%軽減する措置であります。

第3項について、軽乗用車について、軽貨物について、それぞれ税率を25%軽減する措置であります。

それから、17ページ、20ページでございます。第2条による改正については、平成26年改正附則の改正の改正でありまして、法律改正に合わせて改正するものでございます。

18ページから19ページの附則第1条、第4条については、平成27年度以降の年度分の軽自動車税について適用することとされておりました原動機付自転車、また二輪の軽自動車、二輪の小型自動車について、引き上げ後の税率について施行日を見直し、その適用開始時期を1年延期し、平成28年度以降の年度分の軽自動車税について適用することとされたことによるものでございます。

19ページ、附則の第6条については、規定の整備でございまして軽自動車税のグリーン化特例が附則第15条に新設されたことに伴う措置でありまして、条項の整備によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（澤居久文君） 御苦労さまでした。

これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

9番 川瀬君。

○9番（川瀬方彦君） 今の資料の11ページなんですけど、第10条のところの平成28年度または平成29年度における土地の価格の特例という部分なんですけど、これって27じゃないですか。

改正前のほうが25から26で、これでいいんですか、28から29で。期限が27年度からということじゃないのかなというふうに、11ページの左の上から5行目です。資料です。1年間がちょっと抜けたかというふうに私は理解したので、あれっと思ったので。

○議長（澤居久文君） 税務課長。

○税務課長（田中常敏君） 改正前が平成25年度または平成26年度になっていますので、3年の

延長でありますので、平成28年度及び29年度でよろしいと思います。

○議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論がないようですので、討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

追加日程第10 議案第41号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 追加日程第10、議案第41号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、2番 室義光君の退場を求めます。

〔2番 室義光君退場〕

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（小林孝正君） 議案第41号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の監査委員に次の者を選任したいので議会の同意を求める。平成27年5月1日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

記、住所、関ヶ原町大字関ヶ原3838番地、氏名、室義光、生年月日、昭和20年10月29日。

○議長（澤居久文君） 本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第41号について御説明申し上げます。

本町の監査委員のうち、議会議員から選任する委員に室義光氏を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。詳細説明は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

室義光君の入場をお願いします。

〔2番 室義光君入場〕

追加日程第11 議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 追加日程第11、議案第42号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第42号について御説明を申し上げます。

これは平成27年度税制改正大綱により、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減基準額の引き上げを内容とする国民健康保険法の改正に伴い、関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案資料の21ページからごらんください。

第7条は国民健康保険法の改正によるもので、72条の5に改正するものです。

22ページのほうをごらんください。

これは、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部が改正になったことによるもので、改正内容につきましては、この改正法により平成26年までの措置であった保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業が恒久化されたことに伴い、附則において規定しておりました関係条文を本則において規定することになったものによるものです。

次、その後の改正ですが、資料のほうの26ページになりますが、平成27年度税制改正の大綱、平成25年4月14日閣議決定において国民健康保険料の賦課限度額を引き上げるとともに、国民

健康保険料の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得基準を改正することに伴って改正するものでございます。国民健康保険法施行令、昭和33年政令第362号の一部が改正されたもので、内容につきましては、1. 国民健康保険料の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を52万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を17万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を16万円に引き上げることとしたこと、2. 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者に乗ずる金額を24万5,000円から26万円とし、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を47万円とすることとしたことです。今回の改正により、中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険料の見直しを図っていくということになります。以上でございます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 5割軽減、2割軽減の所得が緩和されたということで、それぞれ対象世帯というのはわかるのかどうか聞きたいのと、あと高額の限度額も同時に引き上げるということで、私はこれまで高額限度額の引き上げについては反対してきました。所得だけじゃなくて資産割が非常に大きな負担があるということで、所得割と資産割の割合を、やっぱり所得割をもう少し上げたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。対象世帯の数も教えてください。

○議長（澤居久文君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 対象世帯につきましては、平成26年度は2割軽減が207世帯ございます。あと5割軽減のほうは191世帯ありますが、平成27年度につきましては、まだ所得が確定しておりませんので、今のところはまだわからないですが、ある程度の2割軽減の世帯が5割軽減に行くのではないかとというふうに予測しております。

また、所得割ということですが、現在のところは前年と同様の割合でいくというふうで、資産割も同様にとというふうに考えております。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 資産割を減らすというような考え方の件ですけれども、それにつきましては今、プログラム法に基づきまして国民健康保険そのものが今後制度改正されて、県のほうで一本化されるということになりますので、そこら辺の動きも勘案しながら検討することになるかというふうに思います。そのときに現行の各町の徴収割合、こういったものをそのままにするのか、それとも統一にするのか、そこら辺の判断は今後の協議の上で決まってくるというふうに考えておりますので、その動きを見た上で判断させていただきたいと思います。

○議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（澤居久文君） これにて、本議会に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第2回関ヶ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時09分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会臨時議長

関ヶ原町議会新議長

会議録署名議員

会議録署名議員